

2021年2月1日

## 第1条（補則制定目的）

ビーバースカウト隊(以下、当隊)の隊員、体験者については、以下を鑑み、よりリスクの少ない運用が求められることから、当隊の運用補則(以下、本補則)を定めることとします。

- 1) 自身の顔、名前が公開されることの可否について、自身で判断が難しいこと。
- 2) 隊員、体験者自身の人間関係(隊員と、その友人等との人間関係)と、隊員、体験者に代わって判断し、責任を負う保護者の人間関係(保護者と、隊員の友人等の保護者との人間関係)が、必ずしも同等の友好関係・信頼関係に無い場合があること。
- 3) 隊員、体験者が成長した後に、自身の顔、名前が公開されていることを良しとしない場合があること。

## 第2条（撮影者の制限）

当隊活動の画像(写真)、動画撮影は、隊リーダー(隊長、副長、補助者)、団委員、および隊リーダーより指示された活動支援者(保護者等)に限るものとします。

### 第2条の2（隊リーダーより指示された保護者による撮影）

隊リーダーより指示された活動支援者(保護者等)が画像(写真)、動画を撮影する場合、当隊より貸与されたカメラのみを使用することとします。

## 第3条（隊員、体験者、保護者の画像、動画掲載）

隊員、体験者、保護者の画像、動画を公式 WEB サイト、公式 SNS に掲載する場合、顔、名前についてはボカシ、モザイク、スタンプ等により、第三者から本人が特定できないよう加工することとします。

#### **第4条（隊リーダー、団委員の画像、動画掲載（名前））**

隊リーダー、団委員の画像、動画を公式WEBサイト、公式SNSに掲載する場合、名前についてはボカシ、モザイク、スタンプ等により、第三者から本人が特定できないよう加工することとします。

#### **第4条の2（隊リーダー、団委員の画像、動画掲載（顔））**

隊リーダー、団委員の画像、動画を公式WEBサイト、公式SNSに掲載する場合、顔については、その半分以上をボカシ、モザイク、スタンプ等により、第三者から本人が特定できないよう加工することとします。

#### **第5条(本人が特定できる掲載)**

広報等を目的に、表情等が分かる形で公式WEBサイト、公式SNSに掲載する必要がある場合、掲載ごとに、表情等が分かる形で掲載される全員の同意を、文書(電子メール等を含む)で得ることとします。同意が得られた場合、第3条、第4条の2、の適用対象外とします。

#### **第5条の2(隊員、体験者の同意)**

第5条の同意について、隊員、体験者については、本人では無く保護者による文書(電子メール等を含む)での同意とします。

以上